

仕様書

第1 件名

日の出町訪日外国人向け体験型プログラム及び周遊ルートの造成実証事業実施委託

第2 目的

本事業では、日の出町を東京からのアクセスが良く、日本の自然や文化を体験できる町として打ち出し、東京に訪れる訪日外国人をターゲットとした日帰りの体験型プログラム周遊プランの造成を行うためのモニターツアーを実施する。また次年度以降の旅行商品化を目指して、周遊ルート案内マップ作成、受入体制の整備、販売チャネルの構築などを行う。

なお、本事業は、一般社団法人日の出町観光協会（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年3月17日まで

第4 履行場所

東京観光財団が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

- 9月～ ・体験プログラムの選定及び受入体制調査
- 10月～ ・モニターツアーの催行
 - ・モニターツアーによる反応、意見のフィードバック（アンケート実施）
 - ・体験プログラムの再構成及びモデルルートの造成
- 1月～ ・マップの製作および配布
 - ・次年度に向けた事業実施の検討
(受入体制の整備・販売チャネルの構築・企画内容の検証)
- 2月～ ・ツールブックの制作
 - ・外国人向け体験プログラム販売サイトへの掲載

第6 委託内容

1 協議会の運営支援

本事業の実施に当たっては、企画提案者と日の出町を中心とした本事業の各関係者からなる協議会を立ち上げ、検討会を開催すること。実施回数は年間4回程度を予定している。受託者は、検討会開催の都度、東京観光財団及び企画提案者と協議のうえ必要な資料を作成すること。なお、検討会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 体験プログラムの選定及び受入体制調査

地域資源を精査し、観光資源としての活用するための体験プログラムを選定する。なお、その際はインバウンド受入体制も調査を行いその結果も踏まえて選定すること。また、体験プログラムについてはモニターツアーにて検証を行うため、以下3に記載の留意点も留意して選定すること。参考までに地域における主な資源を列挙する。

【主な地域資源】

- ・ 武家屋敷（忍者体験など）
- ・ さかな園（ニジマスつかみ取り、串焼き体験など）
- ・ 日本和紙造形研究所による「コウゾを使ったひので和紙」（無形文化遺産）
- ・ 寺山竹の子農園（竹の子狩り、竹飯作りなど）
- ・ 芋堀農園（芋ほり）
- ・ 川北ミカン、清水農園（ミカン狩り）
- ・ 海塩ブルーベリー農園（ブルーベリー採り）
- ・ 紅葉や花など
- ・ 山野草
- ・ ニジマス
- ・ 日の出山
- ・ （仮称）野鳥の森、こども自然公園
- ・ 平井川（ホタル・灯籠流し）
- ・ 肝要の里（そば打ち体験）
- ・ 卒塔婆（卒塔婆作り体験）
- ・ 特産品としてのブルーベリー、日の出トマト
- ・ 日の出山荘
- ・ つるつる温泉

3 モニターツアーの実施およびモデルルートの造成

（1）モニターツアーの実施

2で選定した体験プログラムを活用してモニターツアーを実施する。ツアー実施に際しては以下の点に留意すること。なお、ツアーの内容は以下の留意点も含め、企画提案者および東京観光財団と協議の上決定すること。

【留意点】

- ①参加者募集のためのチラシ・ポスター等を多言語で制作し、各所に配布を行うこと。
- ②平成29年10月～平成29年12月末までに計4回（4コース）程度の日帰りツアーを実施すること。
- ③参加者は外国人とし、国籍はアメリカ、台湾を中心に選定すること。また、各ツアーには対応言語の通訳を同行させること。

- ④1回あたりの催行人数は7～10名程度、合計30～40名程度で実施すること。
- ⑤全てのツアーに関して、ツアー内容の評価、およびインバウンド旅行者としての「潜在ニーズ」を吸い上げるためのアンケートを実施すること。
- ⑥モニターツアーの実施に当たっては、ツアー参加者を保証する損害賠償等に参加すること。
- ⑦ツアー実施に際しては参加者より、宿泊費、食費、交通費・輸送費の3分の1（千円未満端数は、原則、切上）の金額を参加費用として徴収すること。また、徴収分は本事業受託者の収入とするため、企画提案の金額は、入札予定価格より、本収入分を差し引いた金額未満とすること。

（2）モデルルートの造成

（1）の結果に基づき、周遊モデルルートを造成する。なお、ルートは（1）の留意点③に記載の主な参加対象国（アメリカ・台湾）の旅行ニーズに基づき、それぞれ3コース程度の造成を想定すること。なお、ルートは企画提案者および東京観光財団と協議の上決定すること。

4 周遊ルートマップ制作・配布

3（2）のルートを掲載したマップを制作する。その際、以下の点に留意すること。なお、周遊ルートマップの内容は以下の留意点も含め、企画提案者および東京観光財団と協議の上決定すること。

- ①周遊マップは英語・中国語（繁体字）・日本語などにて作成すること。
- ②マップの規格はB5版、16ページ程度を想定すること。
- ③発行部数は①の各言語にて合計5,000部を想定。但し、言語毎の部数は企画提案者および東京観光財団と協議の上決定すること。
- ④マップの納品および配布先は企画提案者および東京観光財団と協議の上決定すること。

5 次年度の事業実施に向けた準備のための提案

以下の①～③につき、企画提案者および東京観光財団と協議の上で提案すること。なお、各提示に際して、企画提案者がそれらの内容を参考として関連業務を実施することに留意すること。

- ①周遊ルートの旅行商品化を目指して、主なターゲットであるアメリカおよび台湾などの観光客への多言語対応を中心とした更なる受入体制整備の方法を提案すること
- ②今後の旅行商品販売に向けて効果的な販売チャネルを提案すること
- ③次年度の事業継続に向けて、企画提案者が作成した事業企画の内容を検証し修正案を提示すること。

6 「日の出町訪日外国人向け体験型プログラム及び周遊ルートのためのツールブック（仮）」の作成

上記1～5を実施していく中で、整理された方策をまとめたツールブックを作成する。なお、作成の際は次年度事業計画に際して参考となる内容も含むこと。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：（表紙）再生上質紙 A判 70.5kg（総合評価値 80 以上）
-----	--

	(本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上) 仕 立: くるみ表紙、無線とじ その他: 奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正: 2 回以上 R マーク: 原則として、再生紙使用マーク (R マーク) を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙: 再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ: 東京都グリーン購入ガイド 2017 の印刷物における水準 1 を満たすこと。

7 報告書類の提出

受託者は、1 から 6 の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。なお、作成の際は次年度事業計画に際して参考となる内容も含むこと。

(1) 事業実施報告書

記載内容については東京観光財団と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること

1 事業概要

概要 (件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的)、事業内容 (基本的に委託内容の項目と一致)、事業スケジュール、事業運営体制 (チャート図等)

2 体験プログラムの選定及び受入体制調査

3 モニターツアーの実施およびモデルルートの造成

4 周遊ルートマップ制作・配布

5 次年度の事業実施に向けた準備 (受入体制の整備・企画内容の検証等)

6 広報・PR 媒体の制作

7 事業の成果

8 今後の課題

9 今後の展開

10 参考資料 (会議議事録等)

規 格	大きさ: A 4 色 : 4 色カラー刷り 使用材料: (表紙) 再生上質紙 A判 86.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 57.5kg (総合評価値 80 以上) 仕 立: くるみ表紙、無線とじ その他: 奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	前項 6 「日の出町訪日外国人向け体験型プログラム及び周遊ルートのためのツールブック (仮)」の作成の「その他」右欄に同じ

(2) 事業実施報告書概要版

記載内容については、東京観光財団と協議の上作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の課題

規 格	大きさ：A 3 頁 数：1 枚・中折片面・見開き 色 ：4 色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg（総合評価値 80 以上）
その他	前項6「日の出町訪日外国人向け体験型プログラム及び周遊ルートのためのツールブック（仮）」の作成の「その他」右欄に同じ

第7 納入物件

- | | |
|---|-----|
| 1 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 「日の出町訪日外国人向け体験型プログラム及び周遊ルートのためのツールブック（仮）」 | 10部 |
| 4 1及び2の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 5 3の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 6 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2013」、「Microsoft Excel2013」又は「Microsoft Power Point2013」のいずれかによる。それ以外の場合は、東京観光財団に協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者は東京観光財団であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) 東京観光財団の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。

- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、東京観光財団や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに東京観光財団に報告すること。
- 4 受託者は、平成 29 年 8 月から平成 30 年 3 月までの間、毎月 1 回以上、東京観光財団に対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、東京観光財団と協議すること。
なお、この定例報告にかかわらず、受託者と東京観光財団は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を東京観光財団に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第 9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)は、東京観光財団又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第 10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに東京観光財団に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、東京観光財団の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、東京観光財団の指示により、必要な措置を講ずること。

第 11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第 12 その他

- 1 受託者は、東京観光財団と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、東京観光財団の確認を得ること。また、進捗状況に関する東京観光財団の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は東京観光財団と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、東京観光財団と協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

東京観光財団地域振興部事業課

地域資源発掘型実証プログラム事業担当

東京都新宿区山吹町 3 4 6 番地 6 日新ビル 2 階

電話（直通）03-5579-2682